

◎ 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）による改正後の規定）

（航空法等の適用除外）

第一百七条 航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第一百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）、第一百三十二条の二、第一百三十二条の五、第一百三十二条の八十五、第一百三十二条の八十六（第一項を除く。）から第一百三十二条の八十九まで並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。第九十条第一項において同じ。）の対象となる航空機として製造されるもの（第七項において「装備移転航空機」という。）（以下この条及び附則第七項において「自衛隊の使用する航空機等」と総称する。）並びにこれらに乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

2 （略）

3 自衛隊の使用する航空機等及びこれらに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 （略）

5 防衛大臣は、第一項及び前項の規定にかかわらず、自衛隊の使用する航空機等の安全性及び運航に関する基準、これらに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する基準を定め、その他航空機による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

6 （略）

7 装備移転航空機を製造する者は、第五項の規定により防衛大臣が定める基準（装備移転航空機に係るものに限る。）に適合することについて、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の確認を受けなければならない。

8・9 （略）

○ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）（抄）（自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第 号）による改正後のもの）

（航空法第六章及び第十一章の規定の適用の特例）

第一百四十九条 自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（法第一百七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

2 装備移転航空機（法第一百七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。）及びこれに乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十一章（同項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第七十六条 第一項	次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に	次に掲げる事故が発生し、当該事故が、 <u>装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第一百七条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機である航空機について発生した事故である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ</u>
第七十六条 の二	国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に	当該国土交通省令で定める事態が、 <u>装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生した事態である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事態以外の装備移転航空機である航空機について発生した事態である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ</u>
第七十九条 ただし書	国土交通大臣の許可を受けた場合は、	離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないものとして、 <u>防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の許可を受けた場合は、</u>
(略)	(略)	(略)
第一百三十二条 の九十第 二項	当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に	当該事故が、 <u>装備移転航空機である無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事故である場合には当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機である無人航空機について発生した事故である場合には当該事故が発生した日時及び場所その他防衛省令で定める事項を防衛大臣に、それぞれ</u>
第一百三十二条 の九十一	国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に	当該国土交通省令で定める事態が、 <u>装備移転航空機である無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事態である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事態以外の装備移転航空機である無人航空機について発生した事態である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれ</u>

※隊法施行令第149条第2項による航空法の読替表  
(傍線部分は読替部分、二重傍線部分は当然読替部分)

読替後	読替前
(略)	(略)

<p>(報告の義務)</p> <p>第七十六条 <u>装備移転航空機である航空機の機長は、次に掲げる事故が発生し、当該事故が、装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等（自衛隊法第七十条第一項に規定する自衛隊の使用する航空機等をいう。以下同じ。）以外の航空機との間に発生した事故である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機である航空機について発生した事故である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。</u></p> <p>一 航空機の墜落、衝突又は火災  二 航空機による人の死傷又は物件の損壊  三 航空機内にある者の死亡（国土交通省令で定めるものを除く。）又は行方不明  四 他の航空機との接触  五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報告の義務)</p> <p>第七十六条 <u>機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。</u></p> <p>一 航空機の墜落、衝突又は火災  二 航空機による人の死傷又は物件の損壊  三 航空機内にある者の死亡（国土交通省令で定めるものを除く。）又は行方不明  四 他の航空機との接触  五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第七十六条の二 <u>装備移転航空機である航空機の機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めるときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、当該国土交通省令で定める事態が、装備移転航空機である航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機との間に発生した事態である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事態以外の装備移転航空機である航空機について発生した事態である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれその旨を報告しなければならない。</u></p>	<p>第七十六条の二 <u>機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めるときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。</u></p>
<p>(離着陸の場所)</p> <p>第七十九条 <u>装備移転航空機である航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、離陸し、又は着陸しようとする場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないものとして、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(離着陸の場所)</p> <p>第七十九条 <u>航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>(事故等の場合の措置)      第三百三十二条の九十 (略)      2 前項各号に掲げる事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、<u>当該事故が、装備移転航空機である無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事故である場合には当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に、当該事故以外の装備移転航空機である無人航空機について発生した事故である場合には当該事故が発生した日時及び場所その他防衛省令で定める事項を防衛大臣に、それぞれ報告しなければならない。</u></p>	<p>(事故等の場合の措置)      第三百三十二条の九十 (略)      2 前項各号に掲げる事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、<u>当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。</u></p>
<p>第三百三十二条の九十一 <u>装備移転航空機である無人航空機</u>を飛行させる者は、飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、<u>当該国土交通省令で定める事態が、装備移転航空機である無人航空機と自衛隊の使用する航空機等以外の航空機又は無人航空機との間に発生した事態である場合には国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に、当該事態以外の装備移転航空機である無人航空機について発生した事態である場合には防衛省令で定めるところにより防衛大臣に、それぞれその旨を報告しなければならない。</u></p>	<p>第三百三十二条の九十一 <u>無人航空機</u>を飛行させる者は、飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、<u>国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。</u></p>

○ 航空法（昭和27年法律第231号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器をいう。

2～21 (略)

22 この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

(技能証明の実施)

第三百三十二条の四十 国土交通大臣は、申請により、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、無人航空機操縦者技能証明（以下この章において「技能証明」という。）を行う。

(技能証明書)

第三百三十二条の四十一 技能証明は、前条の申請をした者に無人航空機操縦者技能証明書（第三百三十二条の五十四及び第三百三十二条の五十五において「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

○ 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（無人航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第二百三十六条の八十六 法第百三十二条の九十一の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。

- 一 無人航空機による人の負傷（法第百三十二条の九十第一項第一号に掲げる人の死傷を除く。次条第十二号において同じ。）
- 二・三 （略）

○ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「装備移転」とは、装備品製造等事業者が我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡及びこれに係る役務の提供をいう。